⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から、原則として電子メールにより交付する。交付を希望する者は、次の内容の電子メールを、管財部契約課代表アドレス（pnbid-k@jfc.go.jp）に送信すること。

ア　電子メールの標題に、「入札公告第２―84号に係る入札説明書交付希望」と記載する。

イ　電子メールの本文に、次の内容を記載する。

①　入札件名「内部監査の外部評価及び内部監査の高度化に係るアドバイザリー業務委託」

②　交付申請者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（交付申請者が法人の場合は、住所、法人名、担当部署、担当者氏名（役職）、電話番号、メールアドレス）

公庫が当該電子メールに入札説明書を添付したうえで交付申請者に返信することにより、入札説明書を交付する。入札説明書が受信できない場合又は早急な交付を希望する場合は、前⑴の担当者まで電話連絡を行うこと。なお、窓口（前⑴の場所）での交付を希望する場合は、交付希望日の前営業日までに前⑴の担当者まで電話連絡を行うこと。

⑶　入札書の提出期限　令和２年３月30日（月）12時00分（郵送による場合は必着のこと）

⑷　開札の日時及び場所　令和２年３月31日（火）14時00分　本社ビル409会議室（東京都千代田区大手町１－９－４）

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加する者は、封印した入札書のほかに入札説明書に示す総合評価のための性能、機能、技術等に関する書類をそれぞれ入札説明書で指定した期日までに提出しなければならない。また、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

⑸　契約書の作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。⑶に従い必要な書類を提出した入札者であって、本公告２の競争参加資格をすべて満たし、当該入札価格があらかじめ決定してある予定価格の制限の範囲内である者のうち、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Contacting entity : SHIMAMOTO Sayuri, Head, Property Administration Department, Japan Finance Corporation

⑵　Classification of the products to be Procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Outsourcing of internal audit external evaluation and outsourcing of advisory services related to the advancement of internal audits, 1 Set

⑷　Fulfillment period : refer to the tender documentation

⑸　Fulfillment place : refer to the tender documentation

⑹　Time-Limit for tender : 12 : 00　30 March 2020

⑺　Contact point for the notice : SAITO Hiroshi, Property Administration Department, Japan Finance Corpora-tion, 1―9―4 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―0004, Japan TEL 03―3270―1552

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年２月７日

契約責任者

株式会社ゆうちょ銀行

常務執行役　小野寺敦子

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13

○第１号（№１）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　6

⑵　購入品名　照会等取扱票

⑶　購入物品の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期間　令和２年７月31日から令和４年９月30日まで

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札、開札の日時及び場所　令和２年４月３日午後１時00分　日本郵政グループ入札室　東京都千代田区大手町二丁目３番１号３階

2　競争参加資格

⑴　下記ア、イ、ウ、エ及びオに該当しない者であること。

ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ　下記の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

㋐　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

㋓　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者

㋔　正当な理由が無くて契約を履行しなかった者

㋕　その他、会社に損害を与えた者

ウ　次の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後、１年を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

㋐　公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起された者

㋑　公共機関が発注した契約に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起された者

エ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。

オ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者等の属性要件のほか、次に掲げる行為を行う者をいう。

㋐　暴力的な要求行為

㋑　法的な責任を超えた不当な要求行為

㋒　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

㋓　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

㋔　㋐から㋓に準ずる行為

⑵　株式会社ゆうちょ銀行における競争参加資格審査において、資格を有すると認められた者又は総務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者であること。

3　入札者に求められる義務等

入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている証明書等を令和２年３月30日午前10時30分までに下記４に示す場所に提出しなければならない。提出された証明書等を審査の結果、当該物品を納入できると認められた者に限り、入札の対象者とする。なお、提出した証明書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100―8793 東京都千代田区大手町二丁目３番１号大手町プレイスウエストタワー　株式会社ゆうちょ銀行コーポレートスタッフ部門総務部（契約担当）担当　伊東　弘仁　電話03―3477―1710